

初度費の取扱いに関する特約条項

甲及び乙は、初度費に関し、次の特約条項を定める。

(初度費)

第 1 条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てることが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置（以下、「専用治工具等」という。）の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認をうけるものとする。

2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは、試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求しないものとする。

3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約の履行のためにのみ、本契約において実施した設計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、この限りでない。

(専用治工具等)

第 2 条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。

3 乙は、前条第 2 項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常の使用に耐えない状態になったときは、甲にその旨を通知した上で、修補又は更新するものとする。なお前条第 2 項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いについては、別途協議するものとする。